

【令和3年度修正の主なポイント】

米子市地域防災計画・米子市広域住民避難計画（令和3年度修正案）【修正ポイント】

関係法令

【市町村地域防災計画】

・災害対策基本法第42条第1項の規定

市町村防災会議（略）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

【市町村地域防災計画（原子力災害対策）・広域住民避難計画】

・原子力災害対策特別措置法第28条の規定による災害対策基本法第42条第1項の規定の読替え適用

市町村防災会議（略）は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

修正する計画

令和3年度修正の理由

名称

目的

1 地域防災計画（共通対策計画ほか※）

※共通対策計画、風水害対策計画、震災対策計画、津波災害対策計画、雪害対策計画、海上災害等対策計画、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模火災対策計画、林野火災対策計画

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減

・災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処
 ・米子市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、米子市区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進

◆国や鳥取県の関係規則及び計画等の修正や本市の災害の特性などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

2 地域防災計画（原子力災害対策編）



市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・災害対策基本法（以下「災対法」）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき
 ・中国電力（株）の原子炉等の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、米子市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行

◆令和3年3月に鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、所要の修正を行うもの。

3 広域住民避難計画

住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・島根原子力発電所において緊急事態（原災法に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施

区分	項目	背景等	修正内容																
1 地域防災計画 (共通対策計画 ほか)	共通対策計画 (1) 避難情報の修正	・災害対策基本法の改正	<p>災害対策基本法の改正により、令和3年5月20日から、市町村が発令する避難情報が以下のように変更となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル3 「避難準備・高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」 ・警戒レベル4 「避難勧告、避難指示（緊急）」 → 「避難指示」 ・警戒レベル5 「災害発生情報」 → 「緊急安全確保」 <p>これに伴って避難情報に関する記載の見直しを行った。</p> <p>特に警戒レベル4では、危険な場所から全員避難をすべきとされており、発令時の状況や住民が取るべき行動、避難所以外への避難行動などについても修正した。</p> <p>◎ 警戒レベルと避難情報との関連、住民がとるべき行動</p> <table border="1" data-bbox="1066 512 2136 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 512 1167 587">情報の種類</th> <th data-bbox="1167 512 1279 587">警戒レベル</th> <th data-bbox="1279 512 1637 587">発令時の状況</th> <th data-bbox="1637 512 2136 587">住民がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 587 1167 879">高齢者等避難</td> <td data-bbox="1167 587 1279 879">警戒レベル3</td> <td data-bbox="1279 587 1637 879">災害のおそれあり</td> <td data-bbox="1637 587 2136 879"> ○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 これ以外の人も地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 879 1167 1050">避難指示</td> <td data-bbox="1167 879 1279 1050">警戒レベル4</td> <td data-bbox="1279 879 1637 1050">災害のおそれ高い</td> <td data-bbox="1637 879 2136 1050"> ○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1050 1167 1305">緊急安全確保</td> <td data-bbox="1167 1050 1279 1305">警戒レベル5</td> <td data-bbox="1279 1050 1637 1305">災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</td> <td data-bbox="1637 1050 2136 1305"> ○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 </td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	警戒レベル	発令時の状況	住民がとるべき行動	高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 これ以外の人も地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
情報の種類	警戒レベル	発令時の状況	住民がとるべき行動																
高齢者等避難	警戒レベル3	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 これ以外の人も地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。																
避難指示	警戒レベル4	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。																
緊急安全確保	警戒レベル5	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	○命の危険あり、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。																

区 分		項 目	背景等	修正内容
		(2) 避難環境の確保等 避難対策に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域防災計画との整合 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（内閣府）の策定 	◎ 感染を恐れ、避難を躊躇することがないように、災害時に人が密集しやすい避難所において、新型コロナウイルスなどの感染症対策を講じることとともに、感染症患者等への差別などの人権問題の発生防止に努めることを明記した。
		(3) 生活復興支援に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域防災計画との整合 	◎ 被災者の生活復興には様々な支援策が必要であるため、県をはじめ関係機関等との連携について明記した。
		(4) 自主防災連合組織の明記	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市の取組み 	◎ 地域住民の防災意識の高揚と防災活動の一層の活性化を目的に、地区単位の自主防災連合組織の結成促進について追記した。
		(5) 防災ラジオの追記	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市の取組み 	◎ 市民に対する広報手段として、防災行政無線放送をラジオで聞くことができる「災害ラジオ」を開始したことから、防災や災害に関する情報伝達ツールの一つとして追記した。
		(6) マンホールトイレの追記	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市の取組み 	◎ 多くの避難者が見込まれる避難所において、円滑なトイレ環境整備の一環としてすすめているマンホールトイレの整備と活用について追記した。

区分	項目	背景等	修正内容
2 地域防災計画（原子力災害対策編）	(1) 避難先の多重確保	・ 県の地域防災計画の修正	◎ 自然災害、感染症の流行等により事前に定めた避難先が利用できなくなった場合に備え、県が、県内に加え県外においても避難先を追加確保するよう努める旨追記した。 さらに、県外の避難先が受入れできない場合は、県が国等に対し受入れの調整を要請する旨追記した。
	(2) 安定ヨウ素剤のドライブスルー方式での配布の検討	・ 県の地域防災計画の修正 ・ 原子力防災訓練の検証	◎ 安定ヨウ素剤を緊急配布する際、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（ドライブスルー方式等）等、配布に要する時間を短縮する方法について検討する旨追記した。
	(3) 避難退域時検査に係る車両検査の先行実施	・ 県の地域防災計画の修正 ・ 原子力防災訓練の検証	◎ 避難の際、避難者は指定された避難退域時検査会場にて放射性物質付着の有無について検査を受けることとしているが、県が必要に応じて車両検査を先行実施するための検査会場を主要経路上に開設して検査を行い、避難退域時検査の円滑化を図る旨追記した。
	(4) 感染症流行下における対策	・ 国のガイドラインの策定 ・ 県の地域防災計画の修正	◎ 新型コロナウイルス等の感染症流行下における対策について、換気についての考え方や、放射線に対する防護措置と感染症対策を可能な限り両立させるための基本的考え方や、感染症対策資機材の整備や避難車両の追加確保、感染症流行下を想定した訓練の実施等、体制の整備等について追記した。
3 広域住民避難計画	(1) 安定ヨウ素剤のドライブスルー方式等での配布の検討	・ 県の地域防災計画の修正 ・ 原子力防災訓練の検証	◎ 安定ヨウ素剤を緊急配布する際に避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（ドライブスルー方式等）を検討する旨追記した。
	(2) 新型コロナウイルス等感染症流行下における避難	・ 国のガイドラインの策定 ・ 県の地域防災計画の修正	◎ 新型コロナウイルス等の感染症流行下における避難について、屋内退避時、避難中等の各段階や、一時集結所、避難退域時検査会場等の各場所における対策について追記した。